

CS会員(Cue Sports Members)規程

(名称)

第1条 本カードは、公益社団法人日本ビリヤード協会(以下「協会」という)および協会加盟団体(「以下加盟団体」という)が発行する全国プレーヤー登録証で、CSカードと称する。

(会員)

第2条 本規程を承認のうえ、協会または加盟団体を通じて入会を申し込み、協会または加盟団体が認めた方をCSカード会員(以下「会員」という)とし協会または加盟団体がCSカードを発行する。

(年会費)

第3条 会員は、協会または加盟団体に対して所定の年会費を所定の方法で支払うものとする。
2. 支払われた年会費は、理由の如何を問わず、返還されない。

(カードの利用)

第4条 協会および加盟団体の主催・主管する大会に参加する際は、必ずCSカードを提示するものとする。ただし、CSカードの登録があっても大会参加ができない場合がある。
2. CSカードは、会員本人以外は使用できない。また、CSカードを他人に貸与・譲渡することはできない。

(会員情報の取り扱いおよび開示・更新・訂正・削除・利用停止)

第5条 協会および加盟団体は、会員の個人情報(本項(1)に定めるものをいう)につき、必要な保護措置を行った上で以下のとおり取り扱うこととする。なお、以下の取り扱いについてはCSカード失効後も適用されるものとする。

(1)以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という)を取得、利用する。

- ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員が入会申し込み時において届け出た事項
- ②入会申込日、有効期限など、本カードの発行内容

(2)CSカードやCSカードに関する物品の発送、大会時等におけるCS登録の確認、ビリヤードや大会に関する案内の送付や連絡、会員管理等、協会および加盟団体の運営に関する目的で、個人情報を利用する。ただし、会員がこれらの利用について、削除・利用停止を申し出た場合、協会および加盟団体は業務運営上支障がない範囲で、これを削除・利用停止するものとする。削除・利用停止の申し出は本規程末尾に記載する相談窓口連絡するものとする。

- (3) 取得した情報は会員本人の同意を得ずに第三者に提供できない。ただし、取得した情報に関しては、協会および加盟団体との間で共同利用し、処理の都合上、個人情報の保護対策をとっている業者に外部委託する場合がある。
2. 会員は、協会または加盟団体に対して自己に関する個人情報を開示・更新・訂正するよう請求することができる。開示・更新・訂正の請求は、協会が受け付けるものとする。開示・更新・訂正の請求があった場合には、協会または加盟団体は速やかに請求に応じるものとする。
3. 会員が、協会または加盟団体に対して届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があり、協会または加盟団体に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について協会および加盟団体の間で共有する。

(CSカードの有効期限)

第6条 本カードの有効期限は協会または加盟団体が指定するものとし、本カード上に表示した月の末日とする。

(CSカードの紛失、盗難等)

第7条 会員がCSカードを紛失したり、盗難にあった場合は、ただちに協会または加盟団体に連絡するものとする。

(会員の退会)

第8条 会員は、協会または加盟団体への届け出により退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 協会または加盟団体は、会員が次のいずれかに該当する場合、ただちに会員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申告があったとき
- (2) 年会費の支払いを怠ったとき
- (3) その他、協会または加盟団体の運営に支障があるとき

(会員規程の改定)

第10条 本規程が改定された場合には、協会がその内容を通知した後に会員がCSカードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなす。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。